

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-1-2
処分の種類	シルバー人材センターの指定取消			
根拠法令条例等・条項	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 第43条			
処分の概要	シルバー人材センターが、業務を適正かつ確実に実施できなくなった場合、不正の行為があった場合、法令に違反した場合等があった場合は、指定を取消することができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規程において言い尽くされているため) 【参考】高年齢者の等の雇用の安定等に関する法律第43条</p> <p>第四十三条 都道府県知事は、シルバー人材センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。</p> <p>一 第三十八条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。</p> <p>二 指定に関し不正の行為があつたとき。</p> <p>三 この節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>四 前条の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>五 第五十三条第一項の条件に違反したとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			